

つくばみらい 相談事例

こんなプロパンガスの勧誘にご注意ください！

突然来訪したプロパンガス業者に格安の料金を提示されたが、無条件で業者を変更しても大丈夫だろうか。業者 2 名が来訪し、断っても「押印するまで帰らない」と居座られやっと帰ってもらったが、大変怖い思いをした。

最近消費生活センターに、このようなプロパンガスのご相談が寄せられています。

プロパンガスは自由料金ですが、きわめて安い料金は注意が必要です。約束された料金やサービスがいつまで続くのか、必ず確認しましょう。また、使用中の配管等が貸借契約になっている場合は、現在の業者に清算費用や違約金を請求される場合がありますので、注意しましょう。

万一強迫されて契約してしまっても、契約を取り消すことができます。

また、昨年 1 2 月施行の特定商取引法の改正で、プロパンガスもクーリング・オフができるようになりました。

契約書面（* 1 4 条書面・申込書面・契約書面）の交付も義務付けられていますので、必ず受け取り契約内容を確認しましょう。

分からないときは、早めに市消費生活センターへご相談ください。

* 1 4 条書面とは、液化石油ガス法第 1 4 条で販売業者に消費者への交付が義務付けられている書面で、新たに取りを始める際に料金構成、設備の所有権などを分かりやすく説明した書面のことです。